

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

会津坂下町長 古川庄平

市町村名 (市町村コード)	会津坂下町 (07421)	
地域名 (地域内農業集落名)	広瀬地区 (御池田集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月7日 (第2回)	

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・規模拡大をしていくうえで個人では限界があるため、後継者問題も含め法人化された経営体を増やす必要がある。

・認定農業者以外の個人経営体が多くを占めており、今後集約が進むにつれ受け入れ可能な担い手が必要。

・担い手が規模拡大した場合の労働者の確保が課題。

・農地分散による移動時間ロス及び非連続圃場のため、畦畔除去による拡幅ができないことから、農地の集約が大きな課題。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻を基幹作物とし、認定農業者が主体となり農地の出し手も含めた集落内完結型の農業を目指す。

・1経営体以上の法人化を進めるとともに、農地の出し手及び受け手希望者を把握し、円滑に集積できるようにする。

・離農者や集落住民からも農業経営体の労働者として参加してもらえるようにする。また、遊休農地の有効活用を行う。

・施設の維持管理は多面的機能支払交付金制度を積極的に利用する。

・農地集約へ向けて農地中間管理機構を活用し、段階的に畦畔除去による大区画化を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	103.40 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	103.40 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地中間管理機構を通して進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
離農した方の農地については、担い手の経営意向などを考慮しながら、段階的に集約化していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
大規模な基盤整備は現実的ではないことから、地域における農地集積・集約化の進捗に合わせながら、水田の大区画化(畦畔除去、均平作業)に取り組み、作業効率化と生産性向上につなげる。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内の担い手を中心に農業を継続していくとともに、可能な限り自作地の維持・保全に努める。また、他地区の農業者との意見交換や情報交換を積極的に行うことで、周辺地区や関係機関と連携して安定した経営基盤を確立していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
防除作業や追肥など、将来的に地域内の担い手が所有している機械で対応出来るような作業については、作業委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③防除や追肥などについて情報収集を心がけ、スマート農業を取り入れることで作業の省力化・農地の規模拡大を目指す。

⑦多面的機能支払交付金事業の活動を実施し、自作農家・委託農家・集落住民が協力して農地保全等の取組を維持・発展させていく。